

「(仮称) 中紀ウインドファーム事業環境影響評価準備書」
に対する環境保全の見地からの意見について

1 総括事項

(1) 本事業の工事計画では、風力発電設備の設置及び管理用道路の新設により非常に多くの改変が行われ、水環境、動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。さらに、事業実施区域内に点在する天然林は二次林ではあるが、県内最大のブナ林を有し、様々な動物が生存する護摩壇山から日ノ御崎に至る白馬山脈の稜線部分にあって、動物の移動経路、生息地として当該地域の生物多様性保全の観点から重要と考えられる。

このため、以下の事項を念頭に、風力発電設備の設置位置、建設手法、道路計画等を見直すとともに、改変区域等の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ア 既存林道をできる限り活用することで道路整備による改変面積を縮小させること。
- イ 切土量、盛土量の最小化を図ること。
- ウ 残土の発生を最小限に抑え、どうしても発生する残土については工事において有効利用するなどし、処理を要する残土の量を極力減らすこと。
- エ 事業実施区域内に点在する天然林については、白馬山脈における科学的な価値判断等の評価を改めて示し、極力、改変を回避すること。

(2) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成にあたっては、準備書の内容について、白馬山脈の地域特性などを勘案して環境影響評価の手法を再考し、必要な修正を行うこと。また、上記（1）への対応も含め、事業の見直しや修正の理由や根拠を環境配慮の視点から明らかにすること。また、その検討内容及び経緯について、評価書において丁寧かつ正確に説明し、科学的根拠を明らかにする等により適正に記載すること。

(3) 上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施し、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、客観的かつ科学的に検討すること。
また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 調査の結果について、環境影響を分析し、講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2 各論事項

(1) 騒音について

稼働後の風力発電施設から生じる騒音等に関する評価、対策については不確実な点が多く、現在、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（以下「検討会」という。）において検討が進められているところであり、今後取りまとめられる検討会報告等を参考に、風力発電施設の製造事業者とも協議するとともに、騒音等の対策について再評価を行い評価書に記載すること。また、環境保全対策の一つとして近隣住民とのコミュニケーションのあり方についても十分検討し、評価書に記載すること。

(2) 水質について

ア 対象事業実施区域内においては、準備書審査段階において林道法面の崩落が発生しているうえ、航空写真でも小崩落が確認されており、風力発電施設の設置や道路整備に伴う土地の改変により新たな崩落を引き起こす可能性が大きいと考えられる。崩落に伴う土砂の流出や多量の濁水の発生は、白馬山脈の生態系に大きな影響を与えることとなるので、尾根部の改変による環境影響については、改めて予測、評価を行い必要な環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

イ 工事中は定期的に濁水のモニタリング調査を実施し、必要に応じ新たな環境保全対策を実施すること。

(3) 動物について

ア 現地調査について、事業実施区域において生息しているはずのクマ、ヤマネ等の確認ができておらず、調査不足であるため、データの精査や追跡調査を行う等により再評価を行い、評価の結果を評価書に記載すること。なお、クマに関しては、改変による生息地の消失や風力発電施設の稼働による騒音等により、人里に出没するリスクが非常に高くなると考えられるので、特に注意し、環境保全対策を検討のうえ評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域の周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息・繁殖や渡り鳥の飛翔が確認されていることから、ブレードに反射光を発する塗装等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。また、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を実施するとともに、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置については、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

ウ コウモリの調査について、捕獲調査ではブレード高での捕獲ができず影響を評価できないないため、専門家にヒアリングを行い超音波のサンプリング調査等を検討、実施すること。

- エ 昆虫類の現地調査について、事業実施区域において生息しているはずのイチモンジセセリ、ヒメアカタテハ、シジミチョウ等の確認ができるおらず、調査不足であるため、データの精査や追加調査を行う等により再評価を行い、評価の結果を評価書に記載すること。
- オ 今回の調査結果、調査標本については、後年、本事業の環境影響評価を検証すること、また、計画地域の自然環境を評価する上で重要な資料となるので、和歌山県立自然博物館に寄贈する等、保存に努められたい。
- カ 評価書において、助言を受けた専門家の専門分野及び所属機関を記載すること。

(4) 植物について

- ア キンランの移植に当たっては、他事業における事後調査結果について可能な限り入手のうえ、成功事例についての分析を行い実施すること。
- イ 改変部の緑化に当たっては、事後調査により定着を確認すること。
- ウ 今回の調査結果、調査標本については、後年、本事業の環境影響評価を検証すること、また、計画地域の自然環境を評価する上で重要な資料となるので、和歌山県立自然博物館に寄贈する等、保存に努められたい。

(5) 景観について

- ア 景観に対する配慮の内容及び和歌山県及び有田川町の景観計画に述べられている稜線や背景との調和についての事業者の考え方等の説明が不足しているため、評価書において丁寧に説明すること。なお、対応可能な部分、そうでない部分を明確にし、評価書に記載すること。
- イ フォトモニタージュについて、風力発電設備が視認しやすい条件で作成されていない。評価書においては、樹林の葉の繁茂時や落葉時などの四季の変化による特性をより良く把握できるような写真を使用すること。なお、人間の視野を考慮した写真とするなど、評価に適した写真とすること。